

公告第 2 3 号

三股町地域計画を策定するので、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 6 項の規定により公告し、当該地域計画案を次により縦覧に供する。

該当する利害関係人は、令和 7 年 3 月 2 5 日までに、町に対して当該地域計画案について、意見書を提出することができる。

令和 7 年 3 月 1 0 日

三股町長 木佐貫 辰生



1 三股町地域計画案の縦覧期間

自 令和 7 年 3 月 1 1 日

至 令和 7 年 3 月 2 5 日

2 三股町地域計画案の縦覧場所

三股町役場 農業振興課 農政企画係 北諸県郡三股町五本松 1 番地 1

三股町公式ホームページ

3 意見書の提出方法等

意見書は日本語に限り、郵送及びメールによる提出とする。意見書には、個人の場合にあつては住所、氏名を、法人の場合にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。なお、三股町地域計画案以外に対しては意見書を提出できない。

4 意見書の処理等

意見書については、三股町地域計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告し、個別の回答は行わない。なお、意見書の内容を公表する場合があるが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。

以下余白